

市第 144 号議案

みなとみらいコンベンション施設（仮称）の公共施設等
運営権の設定

次のようにみなとみらいコンベンション施設（仮称）の公共施設等運営権を設定する。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文子

1 公共施設等の名称

みなとみらいコンベンション施設（仮称）

2 公共施設等運営権者

西区みなとみらい一丁目1番1号

株式会社横浜国際平和会議場

代表取締役社長 鈴木 隆

3 公共施設等の立地

西区みなとみらい一丁目3番の1の一部、3番の3の一部、3番の4、8番の1の一部、8番の2、8番の3、8番の4の一部、8番の5の一部及び9番の一部

4 公共施設等の規模及び配置

(1) 規模

ア 面積

21,361.51 平方メートル

イ 対象施設

多目的ホール、会議室、駐車場、外構等

(2) 配置

別図のとおり

5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

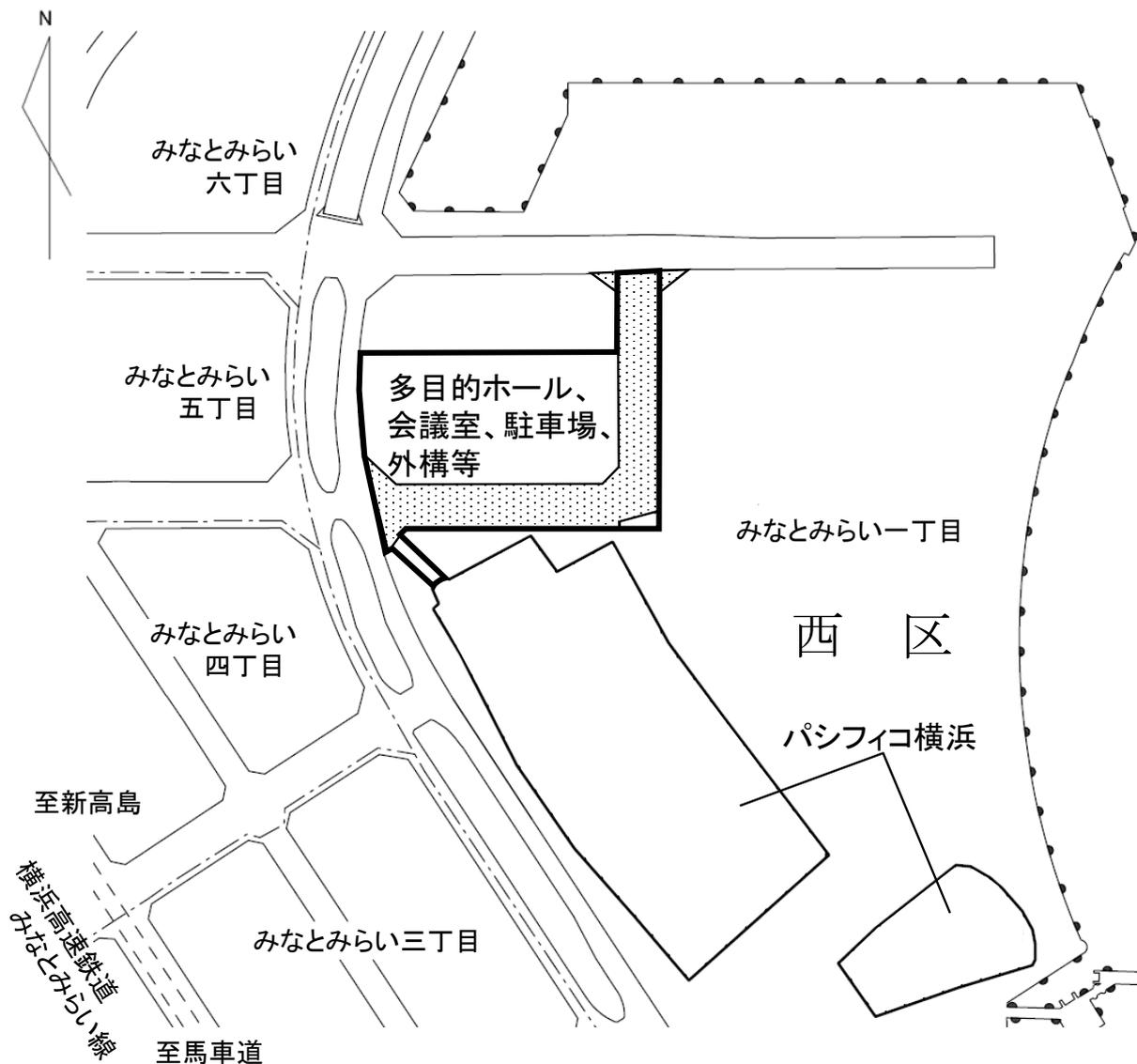
- (1) 統括管理業務
- (2) 運営業務
- (3) 維持管理及び保全業務

6 公共施設等運営権の存続期間

横浜市がみなとみらいコンベンション施設（仮称）の所有権を取得した日の翌日から平成52年3月31日まで

別図

公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図



| 凡 例 | |
|--------|----------------------|
| --- -- | 町 界 |
| ▭ | 公共施設等運営権設定 予定対象施設 |
| ▨ | 廃止予定道路 |

提 案 理 由

みなとみらいコンベンション施設（仮称）の公共施設等運営権を設定したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により提案する。

参 考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（公共施設等運営権の設定の時期等）

第19条 （第1項から第3項まで省略）

- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第1項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。